

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」のモニタリング基本計画書(案)に関する質問への回答

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
1	3	3		ウ					紛争の調整	市と運営権者との間に紛争が発生した場合、運営事業協議会を開催して、当該紛争解決方法の調整を行う者とされています。紛争の調整期間であることから、中立的な機関として合理的な方法で、設置されるものと考えます。当該協議会のメンバー選任方法や開催方法を、客観的に中立的な視点であることを記載ください。	紛争の調整については、実施契約書第92条第1項に「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業協議会」の設置について規定するとともに、同条第2項にて、「市と運営権者が合意する学識経験者3名、市の代表者1名及び運営権者の代表者1名の計5名で構成されるものとし、当該協議会の運用に係る手続は、市及び運営権者が協議により定めるものとする。」と既に規定しており、協議会の構成について客観性及び中立性を担保したものであるとしている。	
2	4	4							モニタリングの対象業務	対象業務に附帯事業は入らないのでしょうか。	「附帯提案事業」は、主たる事業と一体的に行うことを想定したものであり、「4 モニタリングの対象業務」に掲げる、①～④及び⑥の対象となる。	
3	4	5							モニタリングに要する費用負担	運営事業協議会に要する費用に関し、金額の想定、金額の決定時期、金額の決定方法について現時点でお答えいただける事項をご教示ください。仮に現時点ですべてご回答頂けない際は、回答時期についてご回答願います。	運営事業協議会については、実施契約書第92条第1項の規定に同じ紛争及び意見の調整の必要が生じた場合に設置するものである。また、同条第2項に記しているとおり、市と運営権者が合意する学識経験者3名、市の代表者1名及び運営権者の代表者1名の計5名で構成されるものとしている。このうち、市及び運営権者の代表者の負担については、双方が受け持つものとなり、学識経験者3名については、市及び運営権者の折半となる。この前提のもと、決定時期については、事案に応じることとなるため現時点で明確に回答することはできない。金額についても、調整案件に応じ、係る期間及び指名する学識経験者の費用が変化することから現時点で明確に回答することはできない。ただし、参考までであるが、市が一般に学識経験者に依頼するときの報酬額は、1日当たり約8,000円としている。なお、上記とは別に、協議会を運営するにあたっての事務局の設立・運営費用については、協議のうえ決定する。	
4	4	6						②	モニタリング実施計画書の変更	運営権者が作成するセルフモニタリング実施計画書の変更には、市との協議を経て合意するプロセスがあるとの認識で宜しいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	
5	5	1							モニタリングの基本的な考え方	モニタリングにより、加点される事項はないのでしょうか。また加点によるインセンティブは設けられていないのでしょうか	本事業運営において、モニタリング時の加点によるインセンティブは設けていない。	
6	5	1		ウ					改築・増築に関するモニタリング	本文に「改築・増築等に関するモニタリング」と”等”が入っている意図は何でしょうか。	後日回答する。	「等」について削除する。
7	6		表2-1						経営に関する業務のモニタリングに係る提出書類	表2-1に記載しているその他の欄にある提出書類の中で、計算書類(貸借対照表、損益計算書、...)とありますが、キャッシュフロー計算書も提出が必須なのでしょうか。	後日回答する。	キャッシュフロー計算書についても提出を求める。本記載については、計算書類としていることから、キャッシュフローについての言及は行っていないが、計算書類に基づいた財務分析を行うに当たっての財務三表に当たるものであることから基本書として提出されるべきものと認識している。
8	6	2	(1)	イ					表2-2	提出時期について、ここだけ要求水準のとおり、となっています。他の計画書と同様に提出時期をこの表中に明記して頂けないでしょうか。	後日回答する。	当該提出時期については、要求水準書に記載されていることを明示していることから、疑義は生じないものと認識している。また、不必要に各書面に重複し記載することは、整合及び将来における契約変更の必要が生じたときの反映などの観点から、避けるべきものと考えている。以上の理由から、表2-2中に具体的な提出時期の記載はしない。

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
9	7	2	(1)	ウ					表2-3	中期工事計画書の提出時期を記載して頂けませんか。	後日回答する。	中期工事計画書の提出については、改築計画期間に合わせ、当該期間の当初に提出とする。なお、モニタリング基本計画書(案)への記載については、精査のうえ措置を講じる。
10	7	2	(1)	ウ					表2-3	長期工事計画書の提出時期を記載して頂けませんか。	後日回答する。	長期工事計画書の提出については、長期改築実施覚書締結後、速やかに提出することとする。なお、モニタリング基本計画書(案)への記載については、精査のうえ措置を講じる。
11	7	2	(1)		ウ				長期工事計画書	「表2-3 改築・増築に関する業務のモニタリングに係る提出書類」の中に、長期工事計画書の記載がありませんが、モニタリング対象外との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	後日回答する。	長期工事計画書について、モニタリングする旨、修正する。
12	8	2	(1)		エ				維持管理に関する業務のモニタリングに係る提出書類の提出期限	表2-4記載の各提出書類について、各書類の提出期限について、ご教示ください。	表2-4に記載の「時期」が、提出期限に当たるものである。なお、随時提出を求めるものについては、当該事項に応じ遅滞ないものとする。	
13	13	1							労働災害(死亡事故)の発生	労働災害(死亡事故)が発生した場合、直ちに違約金が発生するのでしょうか。発注者(運営権者)としての監督責任の重さは認識しておりますが、運営権者には過失がない場合も想定されます。運営権者に過失がない場合における、要求水準違反の措置及び違約金の発生について、具体的にご教示ください。	後日回答する。	「労働災害(死亡事故)の発生」の記載は、「実施契約に反する行為で故意又は過失による市への信用失墜行為、不法行為、施設の運転停止、その他影響が第三者又は対象施設外に及ぶもの」の例示である。このため、「実施契約に反する行為で故意又は過失」に当たらない場合においては、当該措置に該当しないものとなる。しかしながら、「労働災害(死亡事故)」が発生したにも関わらず、運営権者に求める責務から考え、運営権者に過失がないと認められることは、希有として存在し得る例外的な場合を除きありえないものと思われる。 なお、要求水準違反の措置及び違約金の発生については、表4-1に示す事象レベルに応じ、「3 要求水準違反違約金の額の算定方法」に応じ決定されるものである。事象として想定し難いものであるが、仮に表4-1に示す事象レベルに当たらない場合が発生した場合は、違約金の発生対象とはならない。
14	13	1							表4-1	レベル2に記載されている苦情の頻発に関して、現状における苦情の件数及び内容を具体的に教示ください。	後日回答する。	年数件程度、害虫発生トラブル等がある。
15	14	2	(1)						要求水準未達時における措置の是正期限について	示されている各措置に対しての是正期限は図4-2に示されているように10日間で固定されているのでしょうか。それとも、是正措置が行われる際に、市より日数が指定されるのでしょうか。	後日回答する。	図4-2に示されている10日間は、標準的な期限を示したものである。具体的な是正期限については、是正計画に定めるものであり、発生事象に応じ協議のうえ合理的に定める。
16	15	2	(4)						契約解除違約金	「市は、～運営権者に対して、契約解除違約金を請求し」とありますが、支払い方法及び支払いはご教示ください。	後日回答する。	実施契約書(案)第81条第1項に規定されているとおり、市の指定する期限までに、一括で支払うものとする。なお、具体的期限については、当該支払いに当たり、運営権者側の準備などにも配慮したうえで、合理的に決定する。
17	18	3	(2)	エ					次段階の措置	ここで言う「次段階の措置」とは、要求水準違反が解消された(さらに対策を講じた)是正措置と理解してよろしいでしょうか。	左記、認識のとおりで問題ない。	